

## 第 2 7 回 亶理町 農業委員会 総会 会議録

1. 会議の日時 令和 5 年 3 月 2 4 日 (金) 午後 1 時 3 0 分から午後 2 時 4 5 分

2. 会議の場所 亶理町役場 2 階大会議室

3. 出席者

(1) 農業委員 (1 5 名)

1 番	加 藤 正 純	2 番	鈴 木 周 吾	3 番	遠 藤 圭 一
4 番	渡 邊 喜 徳	5 番	日 下 昭 一	6 番	佐 藤 利 洋
7 番	安 住 政 男	8 番	齋 藤 桂 子	9 番	丸 子 清
1 0 番	菊 池 淑 郎	1 1 番	安 住 郁 子	1 2 番	齋 精 一
1 3 番	浅 川 文 義	1 4 番	片 平 洋 之	1 5 番	伊 藤 富 敏

(2) 農地利用最適化推進委員 (1 2 名)

1 6 番	古 山 眞	1 7 番	菊 地 英 一	1 8 番	太 田 匡 美
1 9 番	齋 藤 幸 一	2 0 番	大 槻 久 美 子	2 2 番	新 田 育 男
2 3 番	結 城 美 智 子	2 4 番	棟 形 和 徳	2 7 番	小 野 忠 良
2 8 番	鈴 木 茂 利	2 9 番	末 木 清 一	3 0 番	千 葉 義 昭

4. 欠席者

(1) 農業委員 (なし)

(2) 農地利用最適化推進委員 (3 名)

2 1 番	長 田 邦 雄	2 5 番	南 條 栄 一	2 6 番	東 條 茂
-------	---------	-------	---------	-------	-------

5. 議事日程

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請書審議について

日程第 3 第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請書審議について

日程第 4 第 3 号議案 農地転用事業計画変更承認申請書審議について

日程第 5 第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について

日程第 6 第 5 号議案 非農地証明願いについて

日程第 7 第 6 号議案 令和 4 年度第 1 0 号亶理町農用地利用集積計画(案)について

日程第 8 第 7 号議案 令和 5 年度農作業標準賃金の協定承認について

6. 事務局

事務局長 菊地邦博、班長 浅井由紀枝、主事 高橋大輔、主事 村上尚也  
定刻となり、会長あいさつ後、事務局長より出席委員数による総会成立の報告に  
続き、会議規則第6条の規定により会長が議長となり、開会を宣告する。

議長 それではただいまより、第27回互理町農業委員会総会を開会いたします。

まず、経過報告について事務局よりお願いします。

事務局長 はい、経過報告につきましては、お手元に配布した経過報告書のとおり  
でございますので、説明を割愛させていただきます。以上です。

議長 次回の総会までの日程については、4月19日に互理と逢隈で地区委員  
会、4月20日に荒浜と吉田で地区委員会をそれぞれ予定しております。総会  
は4月25日の予定でございます。なお、本日の欠席者については、21番、  
長田邦雄 推進委員、25番、南條栄一 推進委員、26番、東條 茂 推進委員  
より欠席の届け出がありましたのでご報告いたします。

それでは、議事に入ります。日程第1、議事録署名委員の指名ですが、  
互理町農業委員会総会会議規則第20条の規定により、議事録署名委員  
は議長が指名することになっておりますので、3番、遠藤圭一 委員、  
4番、渡邊喜徳 委員を指名いたします。

日程第2、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請書審議に  
ついてを議題とします。担当の地区委員会より説明をいただき、案件  
ごとに採決をすることといたします。それでは、はじめに荒浜地区委員  
会より説明をお願いします。

5番 (順位1番について議案書朗読及び補足説明)

議長 ありがとうございます。続いて吉田地区委員会より説明をお願いします。

14番 (順位2番について議案書朗読及び補足説明)

議長 ありがとうございます。第1号議案の説明が終わりました。第1号  
議案につきましてご質問、ご意見はございませんか。なお、ご発言の  
際は挙手のうえ、議席番号を申し上げて頂くようお願いします。

( 発言なし )

議長 なければ第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請関係の案件  
について採決いたします。まず、順位1番の採決を行います。順位1

番について許可する事にご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第1号議案の順位1番については、許可することに決定いたします。次に、順位2番の採決を行います。順位2番について許可する事にご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第1号議案の順位2番については、許可することに決定します。

以上で第1号議案の審議を終了いたします。

日程第3、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請書審議についてを議題とします。担当の地区委員会より説明を頂き、採決することといたします。それでは、吉田地区委員会より説明をお願いします。

14番 (順位1番について議案書朗読及び補足説明)

高橋主事 (事務局より補足説明)

議 長 ありがとうございます。第2号議案の説明が終わりましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 なければ第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請関係の案件について採決いたします。順位1番の採決を行います。順位1番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第2号議案の順位1番については、許可相当とすることに決定します。

以上で第2号議案の審議を終了いたします。

日程第4、第3号議案、農地転用事業計画変更承認申請書審議についてを議題とします。担当の地区委員会より説明を頂き、採決をすることといたします。それでは、逢隈地区委員会より説明をお願いします。

10番 (順位1番について議案書朗読及び補足説明)

議 長 ありがとうございます。第3号議案の説明が終わりましたが、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

30番 介在畑とはどう言うものですか。

高橋主事 課税上の呼び名で、転用許可を取っている農地の事を言います。

議 長 よろしいですか。

30 番 はい、分かりました。  
議 長 他に、ご質問はありませんか。なければ第3号議案、農地転用事業計画変更承認申請関係の案件について採決をいたします。順位1番の採決を行います。順位1番について許可相当とする事にご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第3号議案の順位1番については、許可相当とすることに決定いたします。

以上で第3号議案の審議を終了します。

日程第5、第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請書審議についてを議題とします。担当の地区委員会より一括して説明を頂き、案件ごとに採決をすることといたします。それでは、逢隈地区委員会より説明をお願いします。

10 番 (順位1番から順位4番について議案書朗読及び補足説明)

議 長 ありがとうございます。第4号議案の説明がおわりましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

29 番 周りを農地に挟まれ、申請地にどのように入り利用するのか。  
高橋主事 (〇〇さん)は、西側にあった(〇〇さん)の土地を取得しており、申請地はその東隣であるため、その敷地内を通り一体的に利用するものです。

議 長 末木委員、よろしいですか。

29 番 はい、分かりました。

議 長 他に、ご質問ありませんか。  
なければ第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請関係の案件について採決いたします。順位1番の採決を行います。順位1番について許可相当とする事にご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第4号議案の順位1番については、許可相当とすることに決定します。

次に順位2番の採決を行います。順位2番について許可相当とする事にご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第4号議案の順位2番については、許可相当と

することに決定します。

次に順位 3 番の採決を行います。順位 3 番について許可相当とする事にご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議長 異議なしと認めます。第 4 号議案の順位 3 番については、許可相当とすることに決定します。

次に順位 4 番の採決を行います。順位 4 番について許可相当とする事にご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議長 異議なしと認めます。第 4 号議案の順位 4 番については、許可相当とすることに決定します。

以上で第 4 号議案の審議を終了いたします。

日程第 6、第 5 号議案、非農地証明願いについてを議題とします。担当の地区委員会より説明をいただき、採決することといたします。それでは、吉田地区委員会より説明をお願いします。

1 4 番 (順位 1 番について議案書朗読及び補足説明)

議長 ありがとうございます。

第 5 号議案の説明が終わりましたが、ご質問、ご意見はございませんか。なければ、第 5 号議案、非農地証明願いについて採決いたします。順位 1 番の採決を行います。順位 1 番について承認することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議長 異議なしと認めます。第 5 号議案の順位 1 番については、承認することに決定します。

以上で第 5 号議案の審議を終了いたします。

日程第 7、第 6 号議案、令和 4 年度第 1 0 号亶理町農用地利用集積計画案についてを議題とします。なお、第 6 号議案については、委員本人に関する案件がありますので、「農業委員会等に関する法律」第 3 1 条の規定により、関係委員は議事参与が制限されます。よって採決の時には関係委員に一時退席を指示いたしますので、ご了承願います。それでは、事務局より説明願います。

浅井班長 (議案書朗読及び補足説明)

議長 ありがとうございます。第 6 号議案の説明が終わりましたが、ご質

問等はございませんか。

( 発言なし )

議長

なければ採決に移ります。

ここで、(関係委員)の退席を、お願いします。

第6号議案、令和4年度第10号亘理町農用地利用集積計画案については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議長

異議なしと認めます。第6号議案、令和4年度第10号亘理町農用地利用集積計画案については、原案どおり承認することに決定いたします。

退席されました、(関係委員)は席へお戻り願います。

以上で第6号議案の審議を終了します。

日程第8、第7号議案、令和5年度農作業標準賃金の協定承認についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局長

(議案書朗読及び資料により各作業金額に係る説明)

議長

ありがとうございます。第7号議案について説明が終わりましたが、ご質問等はございませんか。

17番

ハンマーナイフモア作業時の作業賃金がありません。1m当たりか時間当たりの農作業標準賃金を検討してほしいと思います。

事務局長

関係機関と調整し検討します。

議長

よろしいですか。

17番

分かりました。

議長

その他、ございませんか。

13番

乾燥・糶摺りについては、燃料代等の高騰や近隣の設定単価を比較すると、もう少し値上げしてもよろしいのではないですか。

事務局長

乾燥・糶摺りについては、燃料価格等を加味し、積算額が1,650円となりました。昨年1,700円で上げ幅も考慮し、今回、前年50円増の1,750円とし、近隣市町の価格にも近付けており、値上げについては、段階的に考えております。

議長

よろしいですか。

13番

分かりました。

議長

その他、ございませんか。

( 発言なし )

議 長 なければ採決に移ります。第7号議案、令和5年度農作業標準賃金の協定承認については、原案のとおり承認する事にご異議ありませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第7号議案、令和5年度農作業標準賃金の協定承認については、原案どおり承認する事に決定いたします。

これで議案審議は全て終了いたします。

その他に入ります。委員の皆様から何かございませんか。

17番 集積はありがたい事ですが草刈りがなっていない。また、畦畔を壊したり、除草剤の不適切な使用で崩壊しているケースがありますので、適正な管理、指導の周知をお願いします。

高橋主事 認定農業者連絡協議会や農政推進会議等において、周知を行いたいと思います。

議 長 その他、ございませか。

( 発言なし )

議 長 なければ、事務局からお願いします。

事務局長 事務局から報告事項2件、事務連絡が数件ございます。

以下、事務局より農業経営改善計画認定農家の報告及び事務連絡後、会長が閉会を宣言し、14番、職務代理者片平洋之委員が閉会の挨拶をして終了する。

閉会午後2時45分